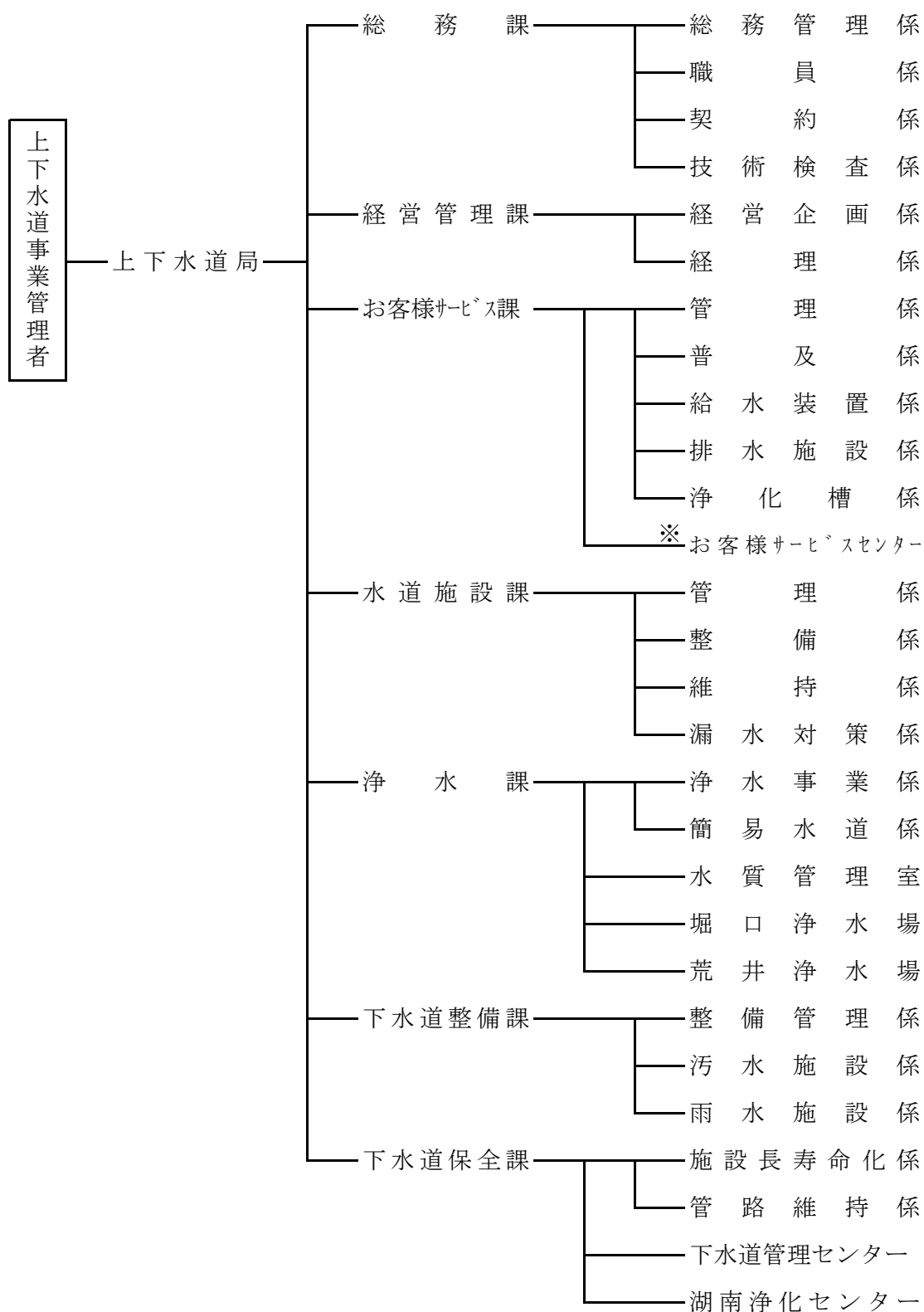


共 通 事 項

1 機構・事務分掌等

(1) 組織機構図 (R5. 3. 31現在)



※…お客様サービスセンターは、料金関係業務の包括委託により第一環境㈱東北支店が実施

(2) 職員現員表 (R5. 3. 31現在)

(単位：人)

職名 所属名	局	次	参	課	堀口浄水場	下水道管理センター	主幹	課長補佐	副堀口浄水場	荒井浄水場	下水道管理センター	室長	主任主査	主任技査	係長	主任	主査	技査	主事	技師	計	
	長	長	事	長	長	長	幹	佐	長	長	長	長	査	査	長	任	査	査	事	師		
局全体	1	2		5	1	1		8	1	1	1	1	5	11	8	48	16	29	7	4	150	
局	1	2																			3	
総務課	課長																					
	課長補佐							2													2	
	総務管理係											1				2	2			1	6	
	職員係														1	1				2	4	
	契約係																	3				3
	技術検査係													1		1						2
計							2					1	1	1	4	5			3		17	
経営管理課	課長																					
	課長補佐							1													1	
	経営企画係											1				3		2			6	
	経理係											1				2	3		1		7	
計							1				2				5	3	2	1		14		
お客様サービス課	課長			1																	1	
	課長補佐							1													1	
	管理係											1			3	2			2		8	
	普及係														1	2	1				4	
	給水装置係												1		2	1	1	1			6	
	排水施設係												1		2		2				5	
	浄化槽係											1			2						3	
計				1			1				2	2	1	11	4	3	3				28	
水道施設課	課長			1																	1	
	課長補佐							1													1	
	管理係													1	1	1	1				4	
	整備係												1		4		5				10	
	維持係													1	1		2				4	
	漏水対策係												1		2		1			2	6	
計				1			1					2	2	8	1	9		2		26		
浄水課	課長			1																	1	
	課長補佐							1													1	
	浄水事業係												1		2						4	
	簡易水道係													1	2						3	
	水質管理室										1							1		1	3	
	堀口浄水場					1			1						3						5	
荒井浄水場									1					1		3				5		
計				1	1		1	1	1		1	1	1	8		4			2	22		
下水道整備課	課長			1																	1	
	課長補佐							1													1	
	整備管理係													1	2	2	1				6	
	汚水施設係												1		2		2				5	
	雨水施設係												1		4		2				7	
計				1			1					2	1	8	2	5				20		
下水道保全課	課長			1																	1	
	課長補佐							1													1	
	施設長寿命化係													1		1	2				4	
	管路維持係													1	1		3				5	
	下水道管理センター												3		3		1				9	
計				1	1		1					3	2	4	1	6				20		

※1 再任用職員を除く。 ※2 職を兼務する場合は、上位の職で集計している。

※3 事業別内訳は、水道担当職員77名、簡易水道担当職員4名、下水道担当職員68名、農業集落排水担当職員1名となる。

(3) 年齢別・勤続年数別職員構成

ア 年齢別職員構成

年齢 \ 職種	事務職員	技術職員	計	
			人員 (人)	構成比率 (%)
20 歳 以下	0	0	0	0.0
21 ~ 25	1	0	1	0.7
26 ~ 30	6	0	6	4.0
31 ~ 35	3	11	14	9.3
36 ~ 40	5	12	17	11.3
41 ~ 45	10	13	23	15.3
46 ~ 50	10	18	28	18.7
51 ~ 55	13	24	37	24.7
56 ~ 58	4	11	15	10.0
59 歳 以上	1	8	9	6.0
計	53	97	150	100.0
平均年齢	45歳4月	48歳1月	47歳2月	—

※再任用職員を除く

イ 勤続年数別職員構成

年数 \ 職種	事務職員	技術職員	計	
			人員 (人)	構成比率 (%)
1 年 未 満	0	0	0	0.0
1 ~ 2	1	1	2	1.3
3 ~ 4	2	3	5	3.3
5 ~ 6	1	3	4	2.7
7 ~ 8	1	6	7	4.7
9 ~ 10	5	9	14	9.3
11 ~ 12	0	3	3	2.0
13 ~ 14	4	2	6	4.0
15 ~ 19	5	3	8	5.3
20 ~ 24	10	19	29	19.4
25 ~ 29	6	23	29	19.4
30 ~ 34	17	18	35	23.3
35 ~ 39	1	7	8	5.3
40 年 以上	0	0	0	0.0
計	53	97	150	100.0
平均勤続年数	21年9月	22年1月	22年0月	—

※再任用職員を除く

(4) 有資格職員数

水道技術管理者	39人
布設工事監督者	33人

(5) 事務分掌

総務課

総務管理係

- (1) 局内事務の連絡調整に関する事。
- (2) 行政組織に関する事。
- (3) 事務管理に関する事。
- (4) 規程等の審査及び原本の整備保存に関する事。
- (5) 公印に関する事。
- (6) 公告式に関する事。
- (7) 文書の收受、発送及び完結文書の保存に関する事。
- (8) 広聴広報に関する事。
- (9) 電子計算組織に関する事。
- (10) 公文書の開示及び個人情報の保護に係る連絡調整に関する事。
- (11) 日本水道協会に関する事。
- (12) 日本下水道協会に関する事。
- (13) 関係団体の連絡調整に関する事。
- (14) 局内におけるセーフコミュニティの推進に関する事。
- (15) 庁舎等の維持管理に関する事。
- (16) 課の庶務に関する事。

職員係

- (1) 職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他勤務条件に関する事。
- (2) 職員の退職管理に関する事。
- (3) 職員の定数に関する事。
- (4) 職員の研修及び人事評価に関する事。
- (5) 職員の福利厚生に関する事。
- (6) 職員の安全衛生に関する事。
- (7) 職員の公務災害に関する事。
- (8) 職員の労働条件及び労働組合に関する事。
- (9) 職員の表彰に関する事。

契約係

- (1) 工事の請負契約に関する事。
- (2) 物品等の購入、修繕その他契約に関する事。

技術検査係

- (1) 工事及び工事用原材料の検査に関する事。
- (2) 建設技術の向上及び継承に関する事。

経営管理課

経営企画係

- (1) 上下水道等事業の企画に関する事。

- (2) 上下水道等事業の認可申請に関する事。
- (3) 上下水道等事業の計画に関する事。
- (4) 上下水道等の経営に関する事。
- (5) 上下水道等の統計に関する事。
- (6) 局内における連携中枢都市圏の推進に関する事。
- (7) 課の庶務に関する事。

経理係

- (1) 予算及び決算に関する事。
- (2) 財政に関する事。
- (3) 現金、有価証券に関する事。
- (4) 金融機関に関する事。
- (5) 貯蔵品に関する事。
- (6) 資産等の総括管理及び処分に関する事。

お客様サービス課

管理係

- (1) 水道及び簡易水道使用に関する届出の受付及び処理に関する事。
- (2) 水道料金及び簡易水道料金に関する事。
- (3) 下水道使用料及び農業集落排水施設使用料に関する事。
- (4) 水道料金等の減免に関する事。
- (5) 課の庶務に関する事。

普及係

- (1) 下水道受益者負担金、下水道受益者分担金、農業集落排水受益者分担金及び特別使用受益者協力金に関する事。
- (2) 水洗便所改造資金融資あっせんに関する事。
- (3) 特定環境保全公共下水道接続補助金に関する事。
- (4) 下水道等の普及促進に関する事。

給水装置係

- (1) 給水装置工事の設計審査に関する事。
- (2) 給水装置工事の施行基準に関する事。
- (3) 給水装置工事の検査に関する事。
- (4) 水道メータの管理に関する事。
- (5) 給水装置台帳の管理に関する事。
- (6) 貯水槽水道の指導等に関する事。
- (7) 指定給水装置工事事業者に関する事。

排水施設係

- (1) 排水設備確認申請に関する事。
- (2) 雨水活用補助金に関する事。
- (3) 流入水質規制に関する事。
- (4) 除害施設及び特定事業場に関する事。

- (5) 下水道工事指定店及び下水道排水設備工事責任技術者に関すること。
- (6) 特別使用に関すること。
- (7) 下水道施設の占用及び物件設置（開発行為に係る同意を含まない。）に関すること。
- (8) 公共汚水柵の新設（宅内排水設備に伴うものに限る。）に関すること。

浄化槽係

- (1) 浄化槽に関すること。
- (2) 浄化槽保守点検業者の登録に関すること。

水道施設課

管理係

- (1) 配給水施設台帳の管理に関すること。
- (2) 課の所管に係る水道事業の実施計画に関すること。
- (3) 課の所管に係る用地取得に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

整備係

- (1) 配水施設（浄水課の所管に属するものを除く。）の更新及び移設の工事に関すること。
- (2) 水道施設の新設（他事業に伴う設計、監督等を含む。）の工事に関すること。

維持係

- (1) 配給水施設（浄水課の所管に属するものを除く。）の維持管理に関すること。
- (2) 配給水施設（浄水課の所管に属するものを除く。）の移設の工事及び修繕に関すること。
- (3) 消火栓の設置及び修繕に関すること。

漏水対策係

- (1) 配給水施設（浄水課の所管に属するものを除く。）における漏水防止、調査及び修繕に関すること。

浄水課

浄水事業係

- (1) 浄水施設の更新に関すること。
- (2) 小水力発電に関すること。
- (3) 旧豊田浄水場の関連施設の維持管理に関すること。
- (4) 浄水場に関連する土地の賃貸借等に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

簡易水道係

- (1) 簡易水道の維持管理に関すること。
- (2) 簡易水道施設の拡張及び改良工事に関すること。
- (3) 柳橋浄水場の取水及び導水施設の維持管理に関すること。
- (4) 柳橋浄水場の維持管理に関すること。

水質管理室

- (1) 水質の検査及び管理に関すること。
- (2) 水処理技術の調査研究に関すること。

- (3) 水質管理の調整に関する事。
- (4) 水道水の放射能検査に関する事。

堀口浄水場

- (1) 堀口浄水場及び熱海浄水場の取水及び導水施設の維持管理に関する事。
- (2) 堀口浄水場、熱海浄水場及び附属施設（本宮館配水場、河内配水場及び多田野配水場を含む。）の維持管理に関する事。

荒井浄水場

- (1) 荒井浄水場の取水及び導水施設の維持管理に関する事。
- (2) 荒井浄水場及び附属施設（高倉配水場、蒲倉配水場及び東部ニュータウン配水場を含む。）の維持管理に関する事。
- (3) 荒井浄水場等の水質の検査及び管理に関する事。

下水道整備課

整備管理係

- (1) 公共下水道等建設事業の設計に関する事。
- (2) 公共下水道等建設事業の用地取得及び補償に関する事。
- (3) その他公共下水道等建設事業に関する事。
- (4) 課の庶務に関する事。

汚水施設係

- (1) 汚水に係る公共下水道等建設事業の設計及び監督に関する事。
- (2) 汚水に係る公共下水道等建設事業の用地取得及び補償に関する事。
- (3) 私道の公共下水道整備に関する事。
- (4) 供用開始の告示に関する事。

雨水施設係

- (1) 雨水に係る公共下水道等建設事業の設計及び監督に関する事。
- (2) 雨水に係る公共下水道等建設事業の用地取得及び補償に関する事。

下水道保全課

施設長寿命化係

- (1) 施設の長寿命化に関する事。
- (2) 下水道台帳の整備及び管理に関する事。
- (3) 管路施設に係る許可及び協議に関する事。
- (4) 止水板設置等工事費補助金に関する事。
- (5) 課の庶務に関する事。

管路維持係

- (1) 管路施設の維持管理に関する事。
- (2) 管路施設の修繕等の設計及び監督に関する事。
- (3) 災害対応業務に関する事。

下水道管理センター

- (1) 下水道施設の運転及び維持管理に関する事。

- (2) 下水道施設に係る許可及び協議に関すること。
- (3) 下水道施設の修繕等の設計及び監督に関すること。
- (4) 下水道施設の水質及び汚泥に関すること。
- (5) 湖南浄化センター及び湖南地区マンホールポンプ場の運転及び維持管理に関すること。
- (6) 農業集落排水処理施設及び農業集落排水地区マンホールポンプ場の運転及び維持管理に関すること。

湖南浄化センター

- (1) 湖南浄化センターに関すること。

2 資料

(1) 郡山市上下水道事業経営審議会

郡山市上下水道事業経営審議会は、水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の経営について、市長の諮問に応じ必要な事項を審議するため、条例に基づいて設置された市の附属機関です。

委員は、学識経験者、水道、下水道又は農業集落排水施設の使用者で構成し、任期は委嘱日から2年間です。

ア 委員名簿（五十音順）

◎=会長、○=副会長

氏名	役職名
一井 朋和	東日本電信電話株式会社福島支店郡山営業支店長
伊藤 江梨	税理士
伊藤 清正	郡山信用金庫常務理事
太田 善雄	一般財団法人太田総合病院副理事長
大槻 礼子	郡山商工会議所女性会副会長
○小林 裕子	郡山食品工業団地協同組合理事 株式会社福豆屋代表取締役社長
齋藤 勉	公益社団法人日本下水道協会経営・研修部長
玉野井 晃	公益社団法人日本水道協会調査部長
◎中野 和典	日本大学工学部教授
藤沼 祥子	公益社団法人福島県栄養士会会員
松葉 俊哉	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所調査第一課長
満田 仁一	湖南町区長会中野区長
宮島 登喜子	郡山市婦人団体協議会会員

※任期：令和4年4月10日～令和6年4月9日

イ 令和4年度審議事項

	年月日	審議及び報告事項等
諮問	令和4年 5月16日	・ 諮問
第1回	令和4年 5月16日	・ 郡山市上下水道事業の概要について ・ 令和4年度上下水道局当初予算について
第2回	令和4年 8月9日	・ 令和3年度上下水道事業会計決算（見込）について ・ 水道料金、下水道等使用料及び受益者負担金について ・ 上下水道の福島県広域化プランについて ・ 汚水処理施設の10年概成（汚水管の面整備）について
第3回	令和4年 11月21日	・ 郡山市上下水道ビジョン実施計画及び財政計画 ・ 水道料金、下水道等使用料及び受益者負担金について ・ 上下水道事業の資産の活用について ・ 上下水道事業の広域化について
第4回 （書面）	令和4年 12月14日	・ 中間答申（案）について
中間答申	令和5年 1月13日	・ 中間答申



4郡上下経第183号
令和4年5月16日

郡山市上下水道事業経営審議会
会長 中野 和典様

郡山市長 品川 万里

上下水道事業のあり方について（諮問）

本市の水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の健全な経営を図るため、郡山市上下水道事業経営審議会条例第1条の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

上下水道事業のあり方について

- ・水道料金及び下水道使用料等の算定について
- ・財政基盤強化のための資産活用策について
- ・DX推進型の事業運営について
- ・上下水道事業の広域化について

2 諮問理由

上下水道は、安全・安心な水の供給、公共用水域の水質保全、浸水被害の軽減及び生活環境の改善などを担い、快適な暮らしに欠かせない都市施設であり、市民生活や産業活動の向上に重要な役割を果たしております。

本市の水道事業は、1912（明治45）年に近代水道として豊田浄水場から給水を開始し、2020（令和2）年度の上水道普及率は96.3%に達しており、コスト縮減を図りつつ維持管理を中心とした事業の中で、災害に強い水道施設の整備を計画的に進めているところであります。

また、下水道事業は、1958（昭和33）年に事業を開始し、農業集落排水事業等を含めた汚水処理においては2020年度末の汚水処理人口普及率は90.7%に達し、引き続き地域特性や経済性を考慮した整備を進めているところであります。

雨水処理においては、2014（平成26）年9月に策定した「郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン」の最終年度として、今年度、小原田貯留管など雨水貯留施設が完成予定であり大きな効果が期待されているところであります。

今後の上下水道事業の経営においては、バックキャスト思考に基づく2025年問題はもとより2030、2040、2050年の各問題を見据え、人口の減少に伴う収益の減少が見込まれる一方、保有する施設の老朽化に伴う更新費用の増加や頻発する自然災害、引き続き影響拡大が懸念される新型コロナウイルス感染症への迅速な対策、更にCOP26など気候変動抑制の観点からの取り組みや未利用資産の活用を図るため、「誰一人取り残されない」SDGsの基本理念のもと弾力性と持続性を持った事業運営とともに、未来志向のDX（デジタルトランスフォーメーション）の活用などの基盤強化が求められております。

つきましては、上下水道事業の経営について、多角的な視点から御意見をいただきたく、諮問するものであります。



令和5年1月13日

郡山市長 品川 萬里 様

郡山市上下水道事業経営審議会
会長 中野 和典

上下水道事業のあり方について（中間答申）

令和4年5月16日付け4郡上下経第183号で諮問がありましたこのことについて、別紙のとおり中間答申します。

「上下水道事業のあり方」について

上下水道事業は、安全・安心な水の供給、公共用水域の水質保全等、水循環の基盤インフラとして、市民生活や産業活動に重要な役割を果たしている。

上下水道事業の経営においては、バックキャスト思考に基づく 2025 年問題はもとより、2030、2040、2050 年の各問題を見据え、人口減少に伴い収益が減少する中で、施設の老朽化による更新需要の増大や頻発する自然災害への対応、新型コロナウイルスをはじめとした感染症対策等が大きな課題となっている。

また、DX(デジタルトランスフォーメーション)やGX(グリーントランスフォーメーション)の推進など、「誰一人取り残されない」SDGsの基本理念のもと、弾力性と持続性を持った事業運営と財政基盤の強化が求められている。

本審議会は、本年 5 月 16 日に、市長から「上下水道事業のあり方」についての諮問を受け、これまで都合 4 回にわたり審議を行ってきた。

この中間答申は、諮問事項のうち、早急な対応が求められている「上下水道事業の広域化」及び「財政基盤強化のための資産活用策」について、先行して答申を行うものである。

なお、本審議会の最も重要な役割である水道料金及び下水道使用料の算定等については、上下水道ビジョン実施計画及び財政計画を踏まえ、将来にわたる収支バランスを勘案した慎重審議を継続し、2023(令和 5)年度に答申を行う予定である。

1 上下水道事業の広域化

(1) 水道事業の広域化について

福島県においては、総務省、厚生労働省から発出された 2019(平成 31)年 1 月 25 日付け通知に基づき、2022(令和 4)年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することとしている。

県から示された資料によると、本計画において、広域化の圏域は、地理的特性等を踏まえて 5 圏域とし、本市を含む 3 市 6 町 3 村が県中圏域に位置付けられている。さらに、広域化は、「管理の一体化」や「施設の共同設置等」が考えられるとし、プランの中では広域化の最終形態として「経営統合」を行った場合、本市単独で経営する場合と比べて、大幅な水道料金の値上げとなるシミュレーション結果となっている。

本市においては、広域化の方向性は理解しつつも、メリット、デメリットについて幅広く議論し、リスク対策も含め、慎重に検討を進めていくべきである。

一方で、中核市及び「こおりやま広域圏」の中心市としての役割と責任を踏まえ、周辺市町村の立場も考えた圏域全体の利益を考慮した広域化の検討を進めることも重要である。

については、将来的な広域化を見据えて、まずは薬品等資材の共同発注やシステムの共同化、技術連携や研修会の共同開催等、取組みやすいソフト連携等について率先して検討を進めていくこと。

(2) 下水道事業の広域化について

福島県においては、総務省、国土交通省、農林水産省、環境省から発出された 2018(平成 30)年 1 月 17 日付け通知に基づき、2022(令和 4)年度までに「広域化・共同化計画」を策定することとしている。

県から示された資料によると、本計画において、本市は早稲原地区、上伊豆島地区の農業集落排水事業の老朽化した処理場を廃止し、県中浄化センターへ接続する計画案となっている。

については、経済比較を勘案しながら実施に向け検討を継続するとともに、脱炭素や災害に対する強靱化の観点等も踏まえ、計画案に限らず、更なる広域化・共同化の手法や可能性について、経費削減効果を見極めながら幅広く検討を重ねていくこと。

2 財政基盤強化のための資産活用策について

上下水道局においては、現在、資産利活用として、官民連携による小水力発電事業や上下水道局敷地北側の未利用地の民間への貸出しなどにより、営業外収益の確保に努めているが、次の点を踏まえ、更なる活用に努めること。

- (1) 未利用地については、立地場所や今後の利活用方針を踏まえ、民間への貸出し等により、更なる営業外収益の確保に努めること。また、遊休資産については、売却も視野に入れ、収益化に繋げることも検討すること。
- (2) 下水道管理センターについては、郡山駅から徒歩圏内にある立地特性を踏まえ、民間活用の可能性も含め幅広くサウンディング調査を行い、地域の活性化に資する活用を検討すること。
- (3) 脱炭素社会の実現に向けて、将来的なコストも念頭に置きつつ、未利用地への自然エネルギー導入を検討すること。
特に、浄水場敷地内を含め一定規模以上の未利用地には、太陽光発電の導入を検討し、自家消費での活用や売電による営業外収益に繋げること。
- (4) 新規の小水力発電の導入については、安全・安心で安定的な水道水の供給を第一に、導入に向けた検討を行うこと。
- (5) 人口減少及びそれに伴う収益の減少を見据え、上下水道局が保有する資産全般について、施設の最適化や有効活用、集約及び処分などを引き続き検討すること。

3 その他

上下水道事業は、市民生活や産業活動に欠かすことのできない重要な役割を果たしているが、管路が地下埋設であることや浄水、浄化施設の立地場所などから、利用者がこれらを目にする機会はほとんどない。

また、上下水道料金は、安全・安心な水の供給や施設の維持・更新のために必要不可欠な財源であることから、その用途等について利用者の理解を得ることが重要である。

については、上下水道事業及び料金について、様々な機会や媒体を通して広く情報発信し、利用者の理解促進に努めること。

特に、将来を担う子供たちには、出前講座等の活用により、水循環の重要性など「水」について知る機会や上下水道の重要性の理解に繋がる広報活動を積極的に推進すること。

(2) 水道水源保全の取り組み

将来にわたり安全・安心でおいしい水を提供するため、良質な水源・水質を次世代へ継承することは、水道事業の重要な責務であることから水源保全活動に取り組んでいる。

ア 第14回さくらの里クリーンアップ作戦

本市の水道資源の一つである三春ダムの環境保全に寄与するため、さくら湖流域協働ネットワークが主催する清掃活動に参加した。

日 時	令和4年4月9日(土) 午前9時～午前11時
実施場所	三春ダム周辺
参加人数	16名

イ 猪苗代湖クリーンアクション2022 Vol. 3

本市の水道の主な水源となっている猪苗代湖の水環境保全に寄与するため、福島県などが主催する水草回収作業に参加した。

日 時	令和4年10月26日(水) 午前10時～午前11時30分
実施場所	天神浜
参加人数	9名

ウ 流域協議会への参加

各流域協議会へ加盟し、関係団体と情報の共有など連携を図っている。

名称	加盟年	活動内容の概要
猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会	2008	流域住民等の水環境保全に関する意識高揚を図る等の目的で、イベントや研修会の開催、各種環境美化活動(ヨシ刈り等)への支援等を実施する。
阿武隈川上流渇水情報連絡会	1997	阿武隈川の河川流量が大幅に減り、渇水状態になったときに被害の状況や降雨の見込みなどの情報交換を積極的に行い、渇水被害の拡大を防ぐための対策を講じる。

(3) 広聴広報活動

ア 水道週間

6月1日から6月7日までの水道週間に関連して、「大切な水と一緒に暮らす日々」をスローガンに、水道事業について理解と関心を深めてもらうため、様々なイベントを開催した。

(ア) 水源地清掃プロジェクト

日 時	令和4年5月28日(土) 午前10時～午前11時
実施場所	猪苗代湖岸(館浜)
参加者数	97名
実施内容	ごみ回収量 70kg

(イ) 職員による水源地清掃

日 時	令和4年6月1日(水) 午前9時30分～午前10時30分
実施場所	猪苗代湖岸(浜路浜)
参加者数	16名(令和4年度に上下水道局へ転入してきた職員を中心に実施)
実施内容	ごみ回収量 30kg

(ウ) 水道週間ポスター展

展示期間	令和4年6月7日(火)～6月19日(日)
展示場所	イオンショッピングモールフェスタ(日和田ショッピングモール)
募集対象	市内の小学4年生
テーマ	私たちの生活に深いかわりをもつ水道について、自由に発想、表現したポスター
受賞作品	特選 谷川 陽生さん(薫小学校) 準特選 大曲 美咲さん(安積第二小学校) 伊藤 立輝さん(行健第二小学校) 入選 20点 佳作 20点 学校賞 行健小学校 ※総合的に優秀な成績を収めた学校

市内の小学校12校から、341点の応募があった。

(エ) 知って安心、耐震性貯水槽(耐震性貯水槽操作訓練)

日 時	令和4年9月25日(日) 午前10時～午前12時
実施場所	荒井中央公園
参加者数	約10名
実施内容	給水スタンドの組み立て等の操作訓練

イ その他のイベント

(ア) 「2022 元気応援!! 郡山わくわくフェスタ」への参加

日 時	令和4年9月3日(土) 午前11時～午後3時
主 催	元気応援!! 郡山わくわくフェスタ実行委員会
実施場所	なかまち夢通り
実施内容	① 水道水のおいしい飲み方 ②水ヨーヨー釣り ③飲料水の提供 ④上下水道クイズ ⑤各種パネル展示(水道水をおいしく飲むコツ、下水道のしくみ等) ⑥各種補助制度等の周知(雨水貯留タンク、浄化槽、下水道普及について) ⑦アンケート調査

ウ ウェブサイト

上下水道に関する情報を市ウェブサイトで詳しく紹介した。

(ア) アドレス

郡山市公式ウェブサイト

<https://www.city.koriyama.lg.jp/>

(イ) コンテンツ

- ・上下水道局からのお知らせ・広報
- ・上下水道の手続き
- ・水道のメンテナンス
- ・水質
- ・浄水場
- ・水道に関する Q&A
- ・水道料金、下水道等使用料
- ・郡山市指定給水装置工事事業者一覧
- ・上下水道事業、計画

エ 刊行物

「上下水道のしおり」、「郡山の上下水道施設」及び「水道の水ができるまで」を希望者等に適宜配布した。

オ お客様の声ご意見箱

お客様のニーズを的確に把握し、上下水道事業経営に反映させるため、上下水道局庁舎 1 階の執務室入口並びに市ウェブサイト上に「お客様の声ご意見箱」を設置した。

設置場所	投書件数
局 庁 舎	3 件
ウェブサイト	0 件